

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 6 号

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３４条の２中「第９条の３の３第２項（同条第３項）」を「第９条の３の３第３項（同条第４項）」に改め、「第９条の３の３第１項」の次に「及び第２項」を加え、「結果及び」を「結果並びに」に改める。

第３４条の３中「の規定により市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた」を「又は第２項の規定に該当する」に、「同条第２項」を「同条第３項」に改める。

第３４条の５中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。